

師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長 石黒和彦

師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、師崎港観光センター（以下「観光センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 師崎港における住民及び旅客の安全性、利便性の向上及び地域の活性化を図るため、観光センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 観光センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
師崎港観光センター	南知多町大字師崎字明神山8番地

(管理)

第4条 観光センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる観光センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者又は観光センターを広告類等の掲示若しくは物品の販売等に使用しようとする者は、事前に町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光センターの管理上支障があると認めるとき。

(特定使用施設)

第7条 町長は、別表に掲げる施設のうち、次の施設を規則で定める特定の事業者に使用

させることができる。

(1) 事務室1、事務室2、事務室3及び事務室4

(2) 廚房スペース

(3) 廚房倉庫

(4) 売店

(5) 倉庫1、倉庫2及び倉庫3

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受け施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、別表のとおりとする。ただし、その使用が1月に満たないときのその月の使用料の額は、日割計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(使用料の減免等)

第9条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が、特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可期間)

第11条 第7条に規定する施設の使用許可期間は、3年とする。ただし、使用者がやむを得ない事情により使用許可の取消しを申し出たときは、町長は、使用許可を取り消すことができる。

2 前項に規定する使用許可の取消しの申出は、原則、3月前までに行うものとする。

3 第7条に規定する施設を除く施設の使用許可期間は、規則で定める。

4 町長は、使用者が使用の許可を受けた期間の満了3月前に引き続き使用を申し出たときは、これを更新することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、町長の許可なく、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使

用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備等を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わない。

(行為の禁止)

第14条 観光センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備等を汚損し、又は破損すること。
- (2) みだりに火気を使用し、ごみその他汚物を捨てること。
- (3) 許可なしに、広告類等を掲示すること。
- (4) 許可なしに、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならぬ。使用者の責務により使用許可を取り消され、又はその効力を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、町長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 町長は、施設の管理を法人その他の団体であつて南知多町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年南知多町条例第17号）の定めるところにより、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 観光センターの維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 施設の使用の許可に関すること。
- (3) 光熱水費の徴収及び支払に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

3 指定管理者は、関係法令及びこの条例の規定を遵守し、前項に規定する業務を誠実に遂行するとともに、施設を使用しようとする者に対しては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで及び第13条中の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項、第9条及び第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第18条 町長は、適當と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第17条第1項の規定による指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 第18条第1項の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における同条第2項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(南知多町使用料条例の一部改正)

4 南知多町使用料条例（平成15年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表（第5条、第7条及び第8条関係）

種類	区分	単位	徴収の時期	使用料
師崎港観光センター	事務室 1	1月	利用する月	152,400円 (123,700円)
	事務室 2	1月	利用する月	177,900円 (144,400円)
	事務室 3	1月	利用する月	304,900円 (247,500円)
	事務室 4	1月	利用する月	29,500円 (24,000円)
	厨房スペース	1月	利用する月	48,000円 (39,000円)
	厨房倉庫	1月	利用する月	10,500円 (8,500円)
	売店	1月	利用する月	88,900円 (72,100円)
	倉庫 1	1月	利用する月	9,700円 (7,800円)
	倉庫 2	1月	利用する月	19,500円 (7,800円)
	倉庫 3	1月	利用する月	23,000円 (18,700円)

※括弧内の金額は、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された事業者をいう。）が使用する場合の使用料の額とする。